

03-1 漁船漁業職種(かつお一本釣り漁業)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>かつお一本釣り漁船及び一本釣り漁具を使用して、カツオ等を捕獲する漁業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)かつお一本釣り漁業 ①漁具の製作・補修作業 1.まき結び作業 2.もやい結び作業 3.いかり結び作業 4.ロープの端留め作業 5.本目結び作業 6.かえる又結び作業 7.アイスプライス作業 8.ショートプライス作業 9.ロングプライス作業 10.擬似餌の製作作業 11.釣元の製作作業 12.釣元のセット(仕掛け)作業 ②漁具・漁労機械の操作作業 1.GPSを使用して最適な漁具の配置と展開方法の勘案作業 2.魚群探知機による魚群探索作業 3.魚群探知機による測深(海底の深さ測定)作業 4.漁場探索のため自記水温計の水温チェック作業 5.鳥付き群・木付き群を目視で見つける作業 6.探鳥レーダーによる魚群探索作業 7.ソナーによる魚群探索作業 8.餌運び作業 9.散水、撒き餌作業 10.魚の釣り込み作業 11.魚鉤(フック)を使用して生きた大型魚を海中から船上に引き揚げる作業 12.餌の蓄用管理(投餌、水温・水質管理)の補助作業 13.デリック操作作業(特別教育が必要。) ③漁獲物の処理作業 1.漁獲物の種類分け作業 2.漁獲物のサイズ分け作業 3.魚艙の温度管理作業 4.漁獲物の脱血処理作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②乗船時の安全教育 ③作業開始前の安全装置等の点検作業 ④漁船漁業職種に必要な整理整頓作業 ⑤漁船漁業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑥保護具(作業用救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴等)の着用と服装の安全点検・収納作業 ⑦保護具(作業用救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴等)の装着、収納の必要性についての説明作業 ⑧安全装置の使用等による安全作業 ⑨労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑩異常時及び事故発生時の応急措置を習得する作業 ⑪操業時の事故(転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等)防止作業 ⑫消火器による初期消火作業</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①水揚げ作業の準備 ②水揚げ作業(陸上選別を含む。) ③陸上での漁具製作・補修作業 ④陸上での漁労機器点検作業 (2)周辺作業 ①出港時の漁具積み込み作業 ②帰港時の漁具積み下ろし作業 ③船体補修作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)</p>	<p>かつお一本釣り漁業用餌</p>	
<p>使用する機械、設備、漁具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.及び2.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 1.かつお一本釣り漁船 2.釣竿 3.擬餌針 4.餌釣針 5.たも網 6.魚鉤(フック) 7.浮標灯 8.自動釣機 9.双眼鏡 10.魚群探知機 11.ソナー 12.探鳥レーダー 13.自記水温計 14.GPS 15.魚見台 16.釣台(やりだし) 17.散水装置 18.活魚槽 19.エアポンプ 20.魚艙 21.ベルトコンベアー 22.デリック(クレーン) 23.漁具等仕様書</p>	

※

製品の例	1.カツオ 2.ヒラソウダ 3.マルソウダ 4.ハガツオ(シマガツオ) 5.スマ(スマガツオ、ホシガツオ)	6.キハダ 7.クロマグロ(ホンマグロ) 8.ビンナガ(ピンチョウ、トンボ) 9.シイラ
移行対象職種・作業とはならない作業例	1.カツオを主な対象としない一本釣り漁業 2.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合	